

改 正 後	現 行
<p><u>なお、当該利用者が重度訪問介護を利用して入院する場合は、当該利用者を支援する重度訪問介護事業所と連携の上当該入院に係る医療機関との連携を行うものとする。その際、入院時情報提供書は、当該重度訪問介護事業所と共同で作成すること等も考えられるが、他の事業所が代表して作成した入院時情報提供書を提供することのみをもって入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定することはできない。</u></p>	<p><u>考えられる。</u></p>
<p>8 退院・退所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていった利用者が退院、退所し、障害福祉サービス等を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の<u>7</u>の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に</p>	<p>7 退院・退所加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていった利用者が退院、退所し、<u>障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第四において「障害福祉サービス等」という。)</u>を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の<u>6</u>の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に</p>

改 正 後	現 行
<p>係るサービス利用支援費の算定に併せて<u>当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において</u>3回分を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<p>係るサービス利用支援費の算定に併せて 3 回分を限度に加算を算定できるものであること。</p> <p>(3) 手續</p> <p>退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>
<p><u>9 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所(以下「<u>指定居宅介護支援事業所等</u>」という。)、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等(以下「<u>雇用先事業所等</u>」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、<u>以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである</u>。</p> <p>① <u>指定居宅介護支援事業所等への情報提供</u></p> <p><u>指定居宅介護支援事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合</u></p> <p>② <u>利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用関係）</u></p>	<p><u>8 居宅介護支援事業所等連携加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等(以下「<u>関係機関</u>」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、<u>情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月 2 回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する</u>。</p> <p><u>計画相談支援報酬告示 7 の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書(この目的のために作成した文書に限る)によるものをいう。</u></p> <p><u>計画相談支援報酬告示 7 の居宅介護支援事業所等連携加算の注中</u></p>

改 正 後	現 行
<p>利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「<u>指定居宅介護支援等</u>」という。）の利用を開始するに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合</p>	<p>(1)の「作成等に協力する場合」、同(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（以下「<u>指定居宅介護支援事業所等</u>」という。）の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者的心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</p>
<p>③ 指定居宅介護支援事業所等が開催する会議への開催</p>	<p>利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合</p>
<p>④ 雇用先事業所等への情報提供</p>	<p>雇用先事業所等に対して利用者に関する必要な情報を提供し、雇用先事業所等における利用者の支援内容の検討に協力する場合</p>
<p>⑤ 利用者等への訪問による面接（利用者等の雇用関係）</p>	<p>利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、利用者等に面接する場合</p>
<p>⑥ 雇用先事業所等が開催する会議への開催</p>	<p>利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、雇用先事業所等が開催する会議に参加する場合</p>
<p>(2) 算定に当たっての留意事項</p>	<p>(2) 算定に当たっての留意事項</p>
<p>① 指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等への情報提供</p>	<p>当該加算は、(1)記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</p>
<p>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。</p>	<p>また、同注中(1)の「作成等に協力する場合」、同注中(4)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、</p>

改 正 後	現 行
<p>当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。</p> <p>② 利用者等への訪問による面接（指定居宅介護支援等の利用、利用者等の雇用関係）</p> <p>同注中(2)及び(5)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、利用者等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅等を訪問して面接することを希望する場合は、居宅等を訪問して面接するよう努めること。なお、「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。</p> <p>③ 指定居宅介護支援事業所等、雇用先事業所等が開催する会議への参加</p> <p>会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。</p> <p>④ 加算の算定方法</p> <p>当該加算は、(1)の①から⑥までに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき同注中(1)から(6)までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</p>	<p>にあたり、1月に居宅等を2回以上訪問し、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</p> <p>ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p> <p>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものである。</p> <p>ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。</p>

改 正 後	現 行
<p>例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するにあたり、1月に2回以上<u>利用者等</u>に面接し、かつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</p> <p>ただし、複数の<u>指定居宅介護支援事業所等又は雇用先事業所等</u>が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。</p> <p>また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等新たに雇用された場合に算定できるものである。</p> <p>ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算<u>又は</u>退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない <u>(同注中(1)及び(4)については、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している月でも算定可能である)</u>。</p> <p>(3) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)を算定する場合は第四の<u>7</u>の(3)の規定を準用する。 ② <u>同注中(2)及び(5)</u>を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③ <u>同注中(3)及び(6)</u>を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作 	<p>現行</p> <p>(3) 手續</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の注中(1)及び(4)を算定する場合は第四の<u>6</u>の(3)の規定を準用する。 ② <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の</u>注中(2)及び(5)を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあつた場合については、提出しなければならない。 ③ <u>計画相談支援報酬告示7の居宅介護支援事業所等連携加算の</u>注中(3)及び(6)を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した

改 正 後	現 行
<p>成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>10 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>当該加算は、利用者が利用する病院等、訪問看護事業所、企業、児童相談所、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的とするものであるから、当該加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u></p> <p><u>当該加算の算定が可能な場合は次のとおりである。</u></p> <p>① 福祉サービス等提供機関の職員との面談等</p> <p><u>福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。以下10において同じ。）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合</u></p> <p>② 利用者への通院同行</p> <p><u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>③ 福祉サービス等提供機関への情報提供</p> <p><u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① <u>連携の対象機関</u></p>	<p>内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>9 医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>次の要件をいずれも満たすものでなければならないこと。</u></p> <p>ア <u>利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。</u></p> <p>イ <u>連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、</p>

改 正 後	現 行
<p><u>指定計画相談支援の実施にあたっては、計画相談支援基準上、障害福祉サービス等事業者と連携することが求められているところ、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害福祉サービス等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。</u></p> <p><u>② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等</u></p> <p><u>福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害福祉サービス等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう努めることとしていることから、当該加算の算定にあたっては、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も含むものとした上で、当該職員との面談と同様の評価としている。そのため、サービス担当者会議の開催に当たっては、必要な本人の生活に関係する者や支援関係者を加えることが望ましい。</u></p> <p><u>なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</u></p>	<p>かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。</p>

改 正 後	現 行
<p>③ <u>利用者への通院同行</u></p> <p><u>当該加算は、単に利用者の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該利用者の基本情報、利用者の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及びサービス等利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、利用者の状態に変化があった場合又は利用者の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及びサービス等利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。</u></p> <p><u>なお、情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。</u></p> <p>④ <u>福祉サービス等提供機関への情報提供</u></p> <p><u>次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。</u></p> <p>(一) <u>病院等、訪問看護事業所</u></p> <p>(二) <u>(一)以外の福祉サービス等提供機関</u></p> <p><u>なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。</u></p> <p><u>また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>⑤ 加算の算定方法</p> <p><u>当該加算は、(1)の①から③までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u></p> <p><u>例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>第四の<u>8</u>の(3)の規定を準用する。</p> <p><u>11 集中支援加算について</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下に掲げるいずれかの業務を行った場合に所定単位数を加算するものである。なお、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時のに対応したことを評価するものであるため、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング期間を改めて検証する必要があることに留意すること。</p> <p>① 利用者等への訪問による面接</p> <p>利用者等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、利用者等に面接する場合</p> <p>② サービス担当者会議の開催</p> <p>サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合</p> <p>③ 関係機関が開催する会議への参加</p> <p>福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互</p>	<p>(3) 手続</p> <p>第四の<u>7</u>の(3)の規定を準用する。</p> <p><u>10 集中支援加算について</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。</p> <p><u>ただし、</u>当該加算は、緊急的、臨時の取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>の連絡調整を行った場合</u></p> <p>④ 利用者への通院同行 <u>利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合</u></p> <p>⑤ 福祉サービス等提供機関への情報提供 <u>福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合</u></p> <p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>① 連携の対象機関 <u>(1)のとおり、当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、サービス等利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院等、訪問看護事業所、企業、地方自治体等をいう。</u></p> <p>② 利用者等への訪問による面接 計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 <u>「面接」については、第四の9の(2)の②の規定を準用する。</u></p> <p>③ サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議の開催に当たっては、<u>計画相談支援基準に規定されているとおり、利用者や家族も出席し、利用するサービスに</u></p>	<p>(2) 算定にあたっての留意事項</p> <p>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(1)の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。</p> <p><u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(2)の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。</u></p> <p><u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中(3)の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>対する意向等を確認しなければならない。</p> <p>④ 関係機関が開催する会議への参加</p> <p>福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、入院時情報連携加算 (I) 又は 退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p> <p>⑤ 利用者への通院同行</p> <p><u>第四の 10 の(2)の③の規定を準用する。</u></p> <p>⑥ 福祉サービス等提供機関への情報提供</p> <p><u>第四の 10 の(2)の④の規定を準用する。</u></p> <p>⑦ 加算の算定方法</p> <p><u>当該加算は、(1)の①から⑤までに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。</u></p> <p><u>例えば、1月に 2 回以上利用者等に面接し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。</u></p> <p><u>なお、②から⑥のいずれの場合も、指定サービス利用支援費又は指定継続サービス利用支援費を算定している場合は、当該加算は算定できない。</u></p> <p>(3) 手続</p> <p>① 計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、第四の 9 の(3)の②の規定を準用する。</p>	<p>なお、 福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。</p> <p>また、<u>指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、</u> 入院時情報連携加算 <u>、</u> 退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。</p> <p>(3) 手續</p> <p>① 計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の注中(1)を算定する場合は、第四の 8 の(3)の②の規定を準用する。</p>

改 正 後	現 行
<p>② <u>同注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>③ <u>同注中(3)を算定する場合は、第四の<u>9</u>の(3)の③の規定を準用する。</u></p> <p><u>12 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 <u>サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、計画相談支援基準第15条第2項第12号に規定するとおりとする。</u> サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。 <u>また、計画相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算</u></p>	<p>② <u>計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の</u>注中(2)を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p>③ <u>計画相談支援報酬告示 9 の集中支援加算の</u>注中(3)を算定する場合は、第四の<u>8</u>の(3)の③の規定を準用する。</p> <p><u>11 サービス担当者会議実施加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。</p>

改 正 後	現 行
<p>の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。</p> <p>(3) 手続</p> <p>第四の <u>11</u> の(3)の②の規定を準用する。</p> <p><u>13</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>① 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 ② サービス提供時の<u>利用者</u>の状況 ③ その他必要な事項</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件 (<u>相談支援員の場合は19件</u>) を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</p> <p><u>障害福祉サービス等の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪</u></p>	<p>(3) 手続</p> <p>第四の <u>10</u> の(3)の②の規定を準用する。</p> <p><u>12</u> サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の<u>計画相談支援対象障害者等</u>の状況 ウ その他必要な事項</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。</p>

改 正 後	現 行
<p>間に代えてテレビ電話装置等を活用してサービス提供場面を確認することも可能である。</p> <p>なお、一定の距離については、障害福祉サービス等の提供場所等への訪問に片道概ね1時間をする距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</p> <p>(3) 手続</p> <p>(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>14 行動障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できることを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① 共通事項</p> <p>当該加算は行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するための体制を整備することを評価す</p>	<p>(3) 手續</p> <p>(1)における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>13 行動障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p> <p>なお、強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できることを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>るものであることから、強度行動障害を有する利用者のみならず、 <u>当該指定特定相談支援事業所における全ての利用者に対して指定</u> <u>サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を実施する場合</u> <u>に加算することができるものである。</u></p> <p><u>(2) 行動障害支援体制加算（I）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、</u> <u>その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害者に</u> <u>対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p><u>（一）対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者に障害支援区分3以上に該当しており、</u> <u>かつ、行動関連項目合計点数が10点以上である者（以下「強度</u> <u>行動障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算</u> <u>できることとしている。なお、利用者が強度行動障害児者に該当</u> <u>するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に</u> <u>あたって、受給者証の記載（障害支援区分、利用サービス、加算</u> <u>対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認すること</u> <u>も考えられる。</u></p> <p><u>（二）対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動</u> <u>障害児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要</u> <u>件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前</u> <u>6月に、強度行動障害児者に対して指定計画相談支援を行ってい</u> <u>ることとする。そのため、強度行動障害児者に対する指定計画相</u> <u>談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害児（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第6号のイの(3)に規定する表（児基準）の合計点数が20点以上である児童）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p>	
<p><u>(3) 行動障害支援体制加算（Ⅱ）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p>	
<p><u>(3) 手続</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p>	<p><u>(2) 手続</u></p> <p><u>この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p>
<p><u>15 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p>	<p><u>14 要医療児者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p>当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</p>

改 正 後	現 行
<p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(2) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 共通事項</u></p> <p><u>第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「医療的ケア児等」と読み替えること。</u></p> <p><u>② 要医療児者支援体制加算（I）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であつて、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(一) 対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者にスコア表の項目の欄に掲げるいづれかの医療行為を必要とする状態である者（以下「対象医療的ケア児者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が対象医療的ケア児等に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。</u></p>	<p>ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、<u>地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-10に定める</u>医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>② <u>対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象医療的ケア児者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p>③ <u>要医療児者支援体制加算（II）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p>③ 手続</p> <p>第四の<u>14</u>の(2)の規定を準用する。</p> <p><u>16 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、</p>	<p>(2) 手続</p> <p>第四の<u>13</u>の(2)の規定を準用する。</p> <p><u>15 精神障害者支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配</p>

改 正 後	現 行
<p>精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記<u>2-18</u>に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p>(2) <u>算定に当たっての留意事項</u></p> <p>① <u>共通事項</u></p> <p><u>第四の14の(2)の①と同趣旨であり、適宜「精神障害者等」と読み替えること。</u></p> <p>② <u>精神障害者支援体制加算（I）</u></p> <p>（-） <u>対象となる障害者</u></p> <p><u>当該区分は、支援対象者に法第4条第1項に規定する精神障害者（以下「精神障害者」という。）がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、当該確認にあたって、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認す</u></p>	<p>置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となるものである。</p> <p>ここでいう「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記<u>2-21</u>に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。</p> <p>なお、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p>ることも考えられる。</p> <p>(二) 対象者への支援</p> <p>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前 6 月に、精神障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、精神障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</p> <p>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</p> <p>(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制</p> <p>当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援をするものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。</p> <p>保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも 1 年に 1 回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行って</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>いることとする。</u></p> <p><u>また、精神疾患有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、利用者が通院又は利用するとは、利用者が前1年以内に通院又は利用していることとする。</u></p> <p><u>③ 精神障害者支援体制加算（II）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>(3) 手続</u></p> <p>第四の<u>14</u>の(2)の規定を準用する。</p> <p><u>17 高次脳機能障害支援体制加算の取扱いについて</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>当該加算の対象となる事業所は、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(以下「高次脳機能障害者」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、高次脳機能障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。</u></p> <p><u>地域生活支援事業として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修とは、「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」に基</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>つき都道府県が実施する研修をいい、「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」については、当該研修と同等の内容のものであること。</u></p> <p><u>なお、高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① 共通事項</p> <p><u>第四の 14 の(2)の①と同趣旨であり、適宜「高次脳機能障害者」と読み替えること。</u></p> <p>② 高次脳機能障害支援体制加算（I）</p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を 1 名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害者に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。</u></p> <p>(一) 対象となる障害者</p> <p><u>当該区分は、支援対象者に高次脳機能障害者がいる場合に、全ての利用者に対して加算できることとしている。なお、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認にあたっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。</u></p> <p>ア 障害福祉サービス等の支給決定における医師の意見書</p> <p>イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書</p> <p>ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したもので</p>	

改 正 後	現 行
<p><u>あること。)</u></p> <p><u>(二) 対象者への支援</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定計画相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害者に対する指定計画相談支援の実施状況について管理しておくこと。</u></p> <p><u>なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、対象高次脳機能障害者（18歳未満の者に限る。）の保護者に対して指定障害児相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。</u></p> <p><u>③ 高次脳機能障害支援体制加算（II）</u></p> <p><u>当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。</u></p> <p><u>③ 手続</u></p> <p><u>第四の14の(2)の規定を準用する。</u></p> <p><u>18 ピアサポート体制加算</u></p> <p>計画相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員、<u>相談支援員</u>その他指定計画相談支援に」と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援</p>	<p><u>16 ピアサポート体制加算</u></p> <p>計画相談支援報酬告示15のピアサポート体制加算については、第二の3の(7)の④の規定を準用する。この場合において「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「サービス管理責任者又は地域生活支援員として」とあるのは、「相談支援専門員<u>又は</u>その他指定計画相談支援に」と、「指定計画相談支援事業所」とあるのは、「指定自立生活援助事業所」</p>

改 正 後	現 行
<p>助事業所」と、「都道府県が」とあるのは、「市町村が」と、「都道府県へ」とあるのは、「市町村へ」と読み替えるものとする。</p> <p><u>19 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p> <p>また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。</p>	<p>と、「都道府県が」とあるのは、「市町村が」と、「都道府県へ」とあるのは、「市町村へ」と読み替えるものとする。</p> <p><u>17 地域生活支援拠点等相談強化加算の取扱いについて</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(以下「連絡・調整」という。)を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。</p> <p>また、当該加算は、他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該要支援者が指定短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該指定特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものであること。</p>

改 正 後	現 行
<p>なお、<u>指定自立生活援助事業所又は</u>指定地域定着支援事業所と一緒に事業を行っている場合であって、かつ、<u>当該指定自立生活援助事業所又は</u>当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る<u>自立生活援助における緊急時支援加算又は</u>地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</p> <p>(3) 手続</p> <p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>	<p>なお、指定地域定着支援事業所と一緒に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとする。</p> <p>(3) 手續</p> <p>当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p>
<p><u>20 地域体制強化共同支援加算</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、<u>指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、</u>地域の様々なニーズに対応<u>できる</u>サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築<u>に向けた検討を推進すること</u>を目的とするものである<u>ことから、そのことを</u>十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、支援が困難な<u>利用者</u>に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員<u>又は相談支援員</u>と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情報共</p>	<p><u>18 地域体制強化共同支援加算</u></p> <p>(1) 趣旨</p> <p>当該加算は、<u>地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、</u>地域の様々なニーズに対応<u>出来る</u>サービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築<u>を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを</u>十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。</p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>当該加算は、支援が困難な<u>計画相談支援対象障害者等</u>に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等(以下「支援関係者」という。)が、会議により情</p>

改 正 後	現 行
<p>有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、<u>協議会</u>に報告を行った場合に加算するものである。</p> <p><u>当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。</u></p> <p><u>なお、第四の1の(2)の③の(一)のイの(イ)のbの(b)の規定を準用する。</u></p> <p><u>① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。</u></p> <p><u>② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。</u></p> <p><u>また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。</u></p> <p>なお、当該加算は、支援が困難な<u>利用者</u>に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容については、<u>「(自立支援)協議会の設置・運営ガイドライン」(令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室)</u>を</p>	<p>報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、<u>協議会等</u>に報告を行った場合に加算するものである。</p> <p>なお、当該加算は、支援が困難な<u>計画相談支援対象障害者等</u>に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。</p> <p>なお、協議会等への報告の内容については、<u>別途定めるものとする。</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>参考すること。</u></p> <p>(3) 手続 当該加算の対象となる会議を行った場合<u>及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合は、その内容を記録するものとする。</u>なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>21 遠隔地訪問加算</u></p> <p>(1) 趣旨 <u>当該加算は、特別地域に所在し、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて算定を可能とするものである。</u></p> <p>(2) 算定に当たっての留意事項</p> <p>① 対象となる加算 <u>当該加算は、以下に掲げる加算と合わせて算定するものである。</u></p> <p>(一) 初回加算 <u>第四の5の(3)の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p>(二) 入院時情報連携加算 <u>第四の7の(2)の①の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p>(三) 退院・退所加算</p> <p>(四) 居宅介護支援事業所等連携加算 <u>第四の9の(1)の②又は⑤の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p>(五) 医療・保育・教育機関等連携加算 <u>第四の10の(1)の①又は②の要件を満たす場合に限る。</u></p>	<p>(3) 手續 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>内 集中支援加算</u></p> <p><u>第四の 11 の(1)の①又は④の要件を満たす場合に限る。</u></p> <p><u>② 対象区域</u></p> <p><u>当該加算の算定対象となる訪問先については、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅その他機関であるが、一定の距離については、利用者の居宅その他機関への訪問に概ね片道 1 時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</u></p> <p><u>③ 加算の算定方法</u></p> <p><u>当該加算の算定に当たっては、300 単位に①の(一)から(六)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。</u></p> <p><u>ただし、初回加算については、第四の 5 の(3)に規定する場合に該当する月数（3 を限度とする。）を算定回数とする。例えば、当該月数が 2 の場合、当該加算は 300 単位に 2 を乗じて 600 単位を算定するものとする。</u></p>	